

利用者のために

利用者のために

1 統計の目的

漁業生産活動による最終生産物を金額で評価することにより、金額ベースでの漁業の生産状況を明らかにし、水産行政等に必要な資料を提供することを目的としている。

2 推計期間

本統計の推計期間は、平成22年1月から12月までの1年間である。

3 推計方法

(1) 海面漁業・養殖業生産額

海面漁業生産統計調査結果から得られる魚種別生産量に(社)漁業情報サービスセンター等から得られる魚種別価格を乗じて推計した。

(2) 内水面漁業・養殖業生産額

ア 内水面漁業生産額

内水面漁業生産統計調査の調査対象が漁業権が設定されている主要108河川24湖沼（以下「調査対象河川・湖沼」という。）のため、直近の漁業センサス実施年（平成20年調査結果）より得られる漁業権が設定された全ての河川・湖沼に占める調査対象河川・湖沼の魚種別漁獲量の割合を算出し、この逆数を22年の都道府県別調査対象河川・湖沼の魚種別漁獲量に乗じて都道府県別総魚種別漁獲量を推計し、この全国計の総魚種別漁獲量に魚種別価格を乗じて魚種別生産額を推計した。

イ 内水面養殖業生産額

内水面漁業生産統計調査の調査対象が全国のます類、あゆ、こい及びうなぎ（以下「調査対象養殖魚種」という。）を養殖する養殖業経営体の内水面養殖業収獲量に限定されていることから、これら調査対象養殖魚種の生産額は、内水面漁業生産統計調査より得られる魚種別収獲量に魚種別価格を乗じて推計した。

また、調査対象養殖魚種以外の魚種を含むすべての漁業生産額については、直近の漁業センサス（食用を主とするすべての経営体）より得られる内水面養殖業経営体の販売金額に占める調査対象養殖魚種を養殖する内水面養殖業経営体の販売金額の割合を算出し、この逆数に調査対象養殖魚種の魚種別生産額を乗じて算出した。

〔推計式〕

I：調査対象養殖魚種以外の魚種を含むすべての生産額（当該年）

A：調査対象養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）

B：調査対象養殖魚種以外の魚種を含むすべての販売金額（漁業センサス結果）

a：調査対象養殖魚種を生産額（当該年）

$$I = \frac{B}{A} \times a$$

(3) (参考) 種苗

種苗は、最終生産物となる水産物の生産のために再び投入される水産物（中間生産物）であり、他の都道府県に販売されたものは当該都道府県の最終生産物に計上するが、漁業生産額では、全ての種苗が自都道府県内に投入されるものとみなし、全国及び都道府県別のいずれにも種苗の「生産額」は計上しないこととし、参考値として種苗の生産額を掲載した。

なお、海面養殖業により生産される種苗の生産額は、海面養殖業生産額の推計と同様、都道府県別の魚種別種苗生産量に主要産地の市場、関係団体等から得られる都道府県別の養殖魚種別種苗価格を乗じて推計した。

また、内水面養殖業により生産された種苗の生産額は、ます類、あゆ及びこい（以下「種苗推計魚種」という。）のそれぞれについて、漁業センサスから得られる種苗推計魚種別の食用と種苗用の販売金額の割合を、種苗推計魚種別の生産額に乗じて推計し、その推計した生産額を合計した。

〔推計式〕

S：種苗の生産額（当該年）

C：調査対象養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）

D：種苗用の販売金額（漁業センサス結果）

c：調査対象養殖魚種の生産額（当該年）

$$S = \frac{D}{C} \times c$$

4 利用上の注意

(1) 平成29年結果の公表から、中間生産物である「種苗」を漁業生産額から除外し、種苗生産額として参考表章することとした。これに伴い、平成12～22年の数値について、令和元年10月に遡及して推計したので注意されたい。

(2) 計と内訳が一致しないのは、表示単位未満を四捨五入したためである。

(3) 統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの（例：40万円→0百万円）

「-」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

(4) 秘匿方法について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差引きにより該当結果が確定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(5) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「水産業」でご覧いただけます。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei>】

5 この統計結果に関するお問合せ先

農林水産省大臣官房統計部

経営・構造統計課 分析班

電話 代表 03-3502-8111 内線3635

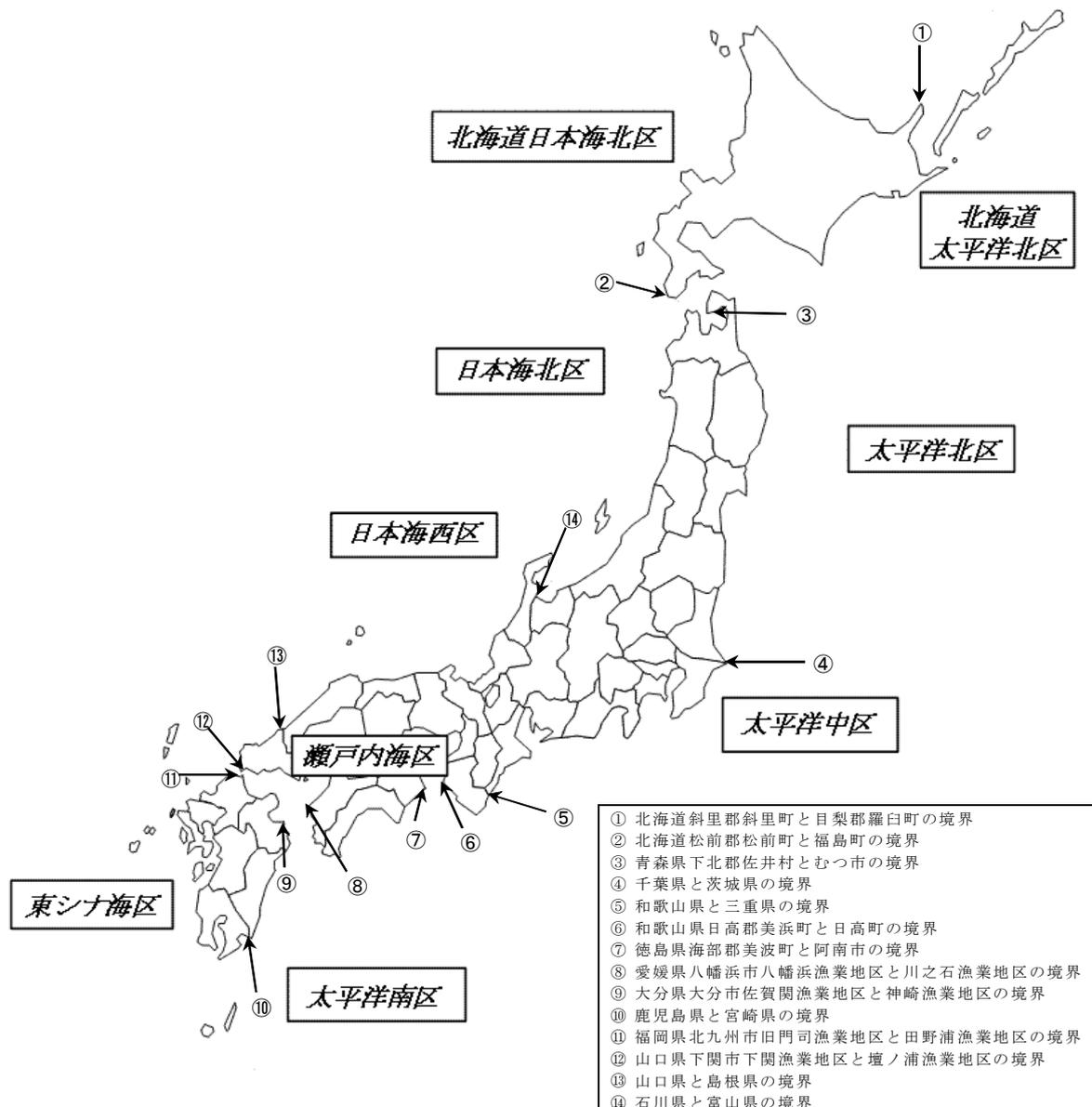
直通 03-6744-2042

FAX 03-5511-8722

参 考 事 項

(1) 大海区区分図

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分（水域区分ではなく地域区分）をいう。



- ① 北海道斜里郡斜里町と目梨郡羅臼町の境界
- ② 北海道松前郡松前町と福島町の境界
- ③ 青森県下北郡佐井村とむつ市の境界
- ④ 千葉県と茨城県との境界
- ⑤ 和歌山県と三重県の境界
- ⑥ 和歌山県日高郡美浜町と日高町の境界
- ⑦ 徳島県海部郡美波町と阿南市の境界
- ⑧ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と川之石漁業地区の境界
- ⑨ 大分県大分市佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
- ⑩ 鹿児島県と宮崎県の境界
- ⑪ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田野浦漁業地区の境界
- ⑫ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
- ⑬ 山口県と島根県の境界
- ⑭ 石川県と富山県の境界

注：市町村については、平成22年1月1日現在である。

北海道太平洋北区	： ①・②間に属する市区町村（太平洋側）
太平洋北区	： ③・④間に属する市区町村
太平洋中区	： ④・⑤間に属する市区町村
太平洋南区	： ⑤・⑥間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村（太平洋側）
北海道日本海北区	： ①・②間に属する市区町村（日本海側）
日本海北区	： ③・④間に属する市区町村
日本海西区	： ⑬・⑭間に属する市区町村
東シナ海区	： ⑩・⑪間及び⑫・⑬間に属する市区町村（東シナ海側）並びに沖縄県
瀬戸内海区	： ⑥・⑦間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村（瀬戸内海側）

(2) 海面漁業の魚種分類の定義

魚 種 分 類		定 義 等 (標 準 和 名 <通 称・地 方 名>)	
魚	ま ぐ ろ 類	くろまぐろ	くろまぐろ<ほんまぐろ>、めじ、よこわ
		みなみまぐろ	みなみまぐろ<いんどまぐろ>
		びんなが	びんなが<びんちょう、とんぼ>
		めばち	めばち<だるま>
		きはだ	きはだ<きめじ>
		その他のまぐろ類	こしなが〔前記以外のまぐろ属及び分類不能のまぐろ属〕(いそまぐろは、その他の魚類)
	か じ き 類	まかじき	まかじき
		めかじき	めかじき
		くろかじき類	くろかじき<くろかわ>、しろかじき<しろかわ>、〔くろかじき属〕
		その他のかじき類	ばしょうかじき、ふうらいかじき〔前記以外のまかじき科〕
	か つ お 類	かつお	かつお
		そうだがつお類	ひらそうだ、まるそうだ〔そうだがつお属〕
	さめ類		よしきりざめ、あぶらつのざめ、ほしざめ、しろざめ等(さかたざめは、えい類)
	ま さ す け 類 ・	さけ類	さけ<しろざけ>、べにざけ<べにます>、ぎんざけ、ますのすけ<キングサーモン>
		ます類	からふとます<せっぱり>、さくらます<まます、おおめます>
	このしろ		このしろ<こはだ>
	にしん		にしん
	い わ し 類	まいわし	まいわし
		うるめいわし	うるめいわし
		かたくちいわし	かたくちいわし<せぐろ>
		しらす	いわし類の稚仔(=ちし)魚であって、35mm以下程度のもの(混獲されたいわし類以外の稚仔魚を含む。)
あ じ 類	まあじ	まあじ	
	むろあじ類	むろあじ、まるあじ、おあかむろ、もろ、くさやむろ〔むろあじ属〕	
さば類		まさば<ひらさば>、ごまさば<まるさば>〔さば属〕	
さんま		さんま	
ぶり類		ぶり、ひらまさ、かんぱち〔ぶり属〕<はまち、わかし、いなだ、わらさ、つばす、ふくらぎ>	

注：□は、綱、目、科、属を示し、当該綱、目、科、属に含まれる全ての魚種を含む。種名で示したものは、当該魚種に限る。

魚 種 分 類		定 義 等 (標 準 和 名 <通 称・地 方 名>)
か に 類	ずわいがに	ずわいがに<まつばがに、えちぜんがに> (まるずわいがには、その他のかに類)
	べにずわいがに	べにずわいがに
	がざみ類	がざみ、ひらつめがに、たいわんがざみ、じゃのめがざみ [わたりがに科]
	その他のかに類	前記のいずれにも分類されないかに類 (たらばがに、けがに、はなさきがに、まるずわいがに、いばらがに、あさひがに、あぶらがに等)
おきあみ類		なんきよくおきあみを除くおきあみ類 [おきあみ属]
貝 類	あわび類	くろあわび、えぞあわび、まだか、めがい (とこぶしは、その他の貝類)
	さざえ	さざえ
	あさり類	あさり、ひめあさり [あさり属]
	ほたてがい	ほたてがい
	その他の貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類 (はまぐり類、うばがい (ほっきがい)、さるぼう (もがい)、つぶ、ばい、たいらぎ、ばかがい、とりがい、あかがい、いたやがい、とこぶし等)
い か 類	するめいか	するめいか
	あかいか	あかいか<むらさきいか、ばかいか> (けんさきいかは、その他のいか類)、あめりかおおあかいか
	その他のいか類	前記のいずれにも分類されないいか類 (こういか類 (こういか、しりやけいか、かみなりいか、こぶしめ [こういか科] <もんごういか>)、やりいか、けんさきいか、そでいか、あおりいか、ほたるいか、ニュージーランドするめいか、まついか等)
たこ類		まだこ、みずだこ、いいたこ [まだこ科]
うに類		ばふんうに、えぞばふんうに、むらさきうに、きたむらさきうに、あかうに [うに綱]
海産ほ乳類		いるか類及びくじら類 (捕鯨業により捕獲されたものを除く。)
その他の水産動物類		前記のいずれにも分類されない水産動物類 (なまこ類 (まなまこ、くろなまこ [なまこ綱])、なんきよくおきあみ、しゃこ、さんご、餌むし等)
海 藻 類	こんぶ類	まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ [こんぶ属]
	その他の海藻類	前記のいずれにも分類されない海藻類 (わかめ類 (わかめ、ひろめ、あおわかめ [わかめ属])、ひじき、てんぐさ類 (まくさ、ひらくさ、おにくさ、ゆいきり<とりのあし> [てんぐさ科])、ふのり類、あまのり類、とさかのり、おごのり、あらめ、かじめ等)

(3) 海面養殖業の魚種分類の定義

養 殖 魚 種		定 義 等 (標 準 和 名)	
魚 類	ぎんざけ		ぎんざけ
	ぶ り 類	ぶり	ぶり
		かんぱち	かんぱち
		その他のぶり類	前記のいずれにも分類されないぶり類 (ひらまさ等)
	まあじ		まあじ
	しまあじ		しまあじ
	まだい		まだい
	ひらめ		ひらめ
	ふぐ類		とらふぐ、まふぐ〔とらふぐ属〕
	その他の魚類		前記のいずれにも分類されない魚類 (ちだい、くろだい、かわはぎ等)
貝 類	ほたてがい		ほたてがい
	かき類		まがき、いたぼがき、すみのえがき〔いたぼがき科〕
	その他の貝類		前記のいずれにも分類されない貝類 (いたやがい、ひおうぎがい等)
くるまえび		くるまえび	
ほや類		まぼや、あかぼや	
その他の水産動物類		前記のいずれにも分類されない水産動物類 (がざみ類、うに類、いせえび、餌むし等)	
海 藻 類	こんぶ類		まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ〔こんぶ属〕
	わかめ類		わかめ、ひろめ
	のり類		あさくさのり〔あまのり属〕、ひとえぐさ〔あおさ属〕、すじあおのり〔あおのり属〕
	もずく類		もずく、おきなわもずく、ふともずく
	その他の海藻類		前記のいずれにも分類されない海藻類 (まつも等)
真珠		真珠 (海水産の真珠母貝により生産されるもの)	
種 苗	ぶり類種苗		ふ化の翌年の5月31日までのもののうち、もじゃこを除いたもの及びふ化の翌年の6月1日からその翌年の5月31日までのもの
	種 ま だ い	稚魚	天然種苗及び人工的に採卵、ふ化、飼育した人工種苗
		1・2年魚	ふ化の翌年の5月31日までのもののうち、稚魚を除いたもの及びふ化の翌年の6月1日からその翌年の5月31日までのもの

養 殖 魚 種		定 義 等 (標 準 和 名)	
種 苗	ひらめ種苗	ひらめ種苗	
	真珠母貝	あこやがい、まべがい、くろちょうがい等	
	ほたてがい種苗	ほたてがい種苗	
	かき類種苗	かき類種苗	
	くるまえび種苗	くるまえび種苗	
	わかめ類種苗	わかめ類種苗	
	種 苗 類	網ひび	のりの殻胞子を付着させた網（種網）
		貝がら	のりの果胞子が貝がらに穿入（＝せんにゅう）し、糸状体となったもの

(4) 内水面漁業の魚種分類の定義

魚種分類		該当する魚種名等	
魚類	さけ類	さけ類	しろざけ（「ときしらず」、「あきざけ」と称する地方もある。）、ぎんざけ、ますのすけ等
		からふとます	からふとます（「せっぱります」と称する地方もある。）
		さくらます	さくらます（「ます」、「ほんます」、「まます」と称する地方もある。）
		その他のさけ・ます類	ひめます（べにざけの陸封性）、にじます、ブラウントラウト、やまめ（さくらますの陸封性、「やまべ」と称する地方もある。）、いわな、おしよこま、かわます、ごぎ、えぞいわな、びわます（あまご）、いわめ、いとう等
	わかさぎ	わかさぎ	
	あゆ	あゆ	
	しらうお	しらうお	
	こい	こい	
	ふな	ふな（きんぶな、ぎんぶな、げんごろうぶな、かわちぶな等）	
	うぐい・おいかわ	うぐい、まるた、おいかわ（「やまべ」、「はや」、「はえ」と称する地方もある。）	
	うなぎ	うなぎ	
はぜ類	まはぜ、ひめはぜ、うろはぜ、ちちぶはぜ、じゃこはぜ、あしじろはぜ、ごくらくはぜ、どんこ、かわあなご、いさざ、しろうお、よしのぼり、びりんご、ちちぶ、うきごり等		
その他の魚類	上記以外の魚類（どじょう、ふくどじょう、あじめどじょう、しまどじょう、ぼら、めなだ、かじか、なまず、もろこ、にごい、ししゃも、らいぎよ、そうぎよ等）		
貝類	しじみ	やまとしじみ、ましじみ、せたしじみ等	
	その他の貝類	しじみ以外の貝類	
その他の水産動植物類	えび類	すじえび、てながえび、ぬかえび等（ざりがにを除く。）	
	その他の水産動植物類	上記以外の水産動植物類（さざあみ、やつめうなぎ、かに、藻類等）	

(5) 内水面養殖業の魚種分類の定義

魚種分類		該当する魚種名等	
魚類	ます類	にじます	にじます、ブラウントラウト、ドナルドソン
		その他のます類	やまめ、あまご、いわな等
	あゆ	あゆ	
	こい	こい	
	うなぎ	うなぎ	